

移行期間終了後の 英国の法制度上の留意点

2020年10月16日

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外調査部欧州ロシアCIS課

本資料の第三者への提供はお断りします。
また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。

ポイント(10月15日時点)

- 移行期間終了時、英国の法体系に組み込まれているEU法は英国法に置き換え
- ただし置き換えられたEU法と対立する新法が策定された場合は新法が優先 = **英国独自の規制の導入**
- 移行期間中、英国は各種規制のガイダンスを順次発表
今後とも随時更新される予定

(参考) 現在までに発表されている主なガイダンス

- 関税
 - 移民制度
 - 製品規格
 - 個人データ
- など

2018年EU(離脱)法 〔2020年EU(離脱協定)法で改正〕

EU離脱における確実性、継続性、コントロールを最大限にするための英国の法律。

1972年欧州共同体法の廃止

- EU法の英国内での効力やEU法の英国法に対する優先、EU司法裁判所(CJEU)の判断への従属などを規定する同法の効力を移行期間終了時に廃止

EU法の英国法への置き換え

- 移行期間終了時に英国の法体系に直接組み込まれているEU法(規則等)をそのまま英国法に置き換え
- EU指令などを根拠に立法されている英国法の効力を維持
- CJEUの判例の効力の継続
- 置き換えられたEU法と対立する新法が策定された場合は新法が優先

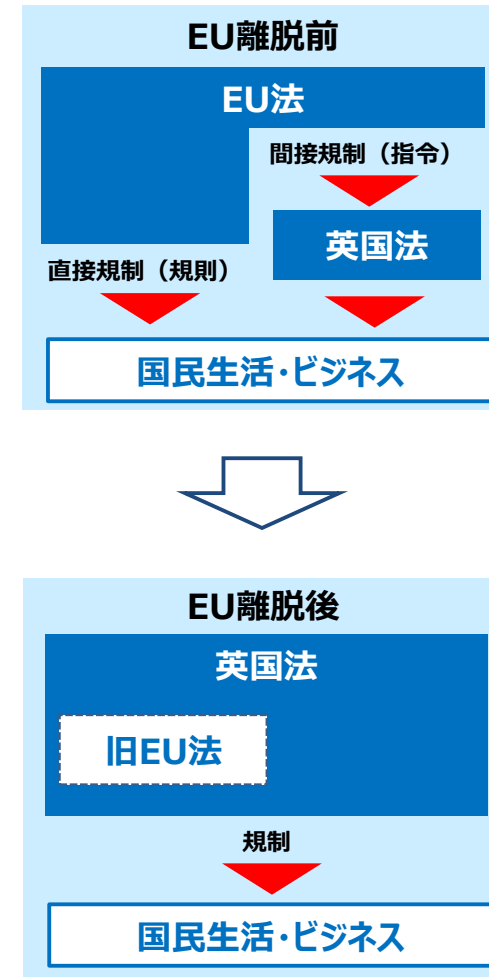
EU規則
約11,000

EU指令に基づく国内法
約7,900

移行期間中、EUの第二次立法権を(英国)政府に付与

- EUとの交渉結果の反映を含む第二次立法権を政府(閣僚)に付与

必要となる二次立法
約800~1,000



(出所) 英国政府

EU離脱後の英国の輸入関税率

英国WTO協定税率及びグローバル・タリフ

- 2018年7月に英国政府がWTO事務局に対して、英国の関税率・関税割当取決めスケジュールを提出。同年10月末、政府は複数のWTO加盟国が承認を保留したため、個別に交渉する旨公表。
- 2020年5月に英国独自の関税率UKグローバル・タリフを公表。6,000のタリフラインを合理化・簡素化。**国内産業保護のため、畜産品、セラミック製品などは関税を維持。自動車も現行の10%を継続。

①関税率の簡素化

| 現行関税率 | 切り捨て | 例（現行→簡素化後） |
|--------------|-------|-------------|
| <2% | 撤廃 | 1.7%→0% |
| ≥2% ≤20% | 2%刻み | 19.2%→18.0% |
| ≥20% ≤50% | 5%刻み | 48%→45% |
| 50%+ | 10%刻み | 68%→60% |

②原材料・半製品の関税撤廃

英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税の撤廃。

③国内生産が少ない物品の関税撤廃

英国国内で生産していない、または生産量が限られる物品は関税の撤廃。

④グリーン化に貢献する物品の関税撤廃

「グリーン財」や、英国のクリーンな成長や持続可能な経済へのグローバルな移行に貢献する物品の関税の撤廃。

| | |
|-------|---|
| 適用期間 | 英国のEU離脱後に適用 |
| 対象 | 全世界 |
| 特惠関税 | 英国とのFTA締結国、一般関税特惠制度（GSP）対象国にはそれぞれの特恵関税率を適用 |
| 参考URL | <p>(概要)</p> <p>https://www.wto.org/english/news_e/news18_e/mark_24jul18_e.htm</p> <p>https://www.gov.uk/government/publications/uk-goods-and-services-schedules-at-the-wto</p> <p>https://www.gov.uk/government/news/government-announces-uk-global-tariff</p> <p>(関税率)</p> <p>https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/762822/UKs_Goods_Schedule_at_the_WTO.pdf</p> <p>https://www.gov.uk/check-tariffs-1-january-2021</p> |

英国の貿易協定(10月15日時点)

英国は、EUのFTA/EPA相手国と継承交渉中

| 概要 | 英国はEUが締結しているFTA/EPA及び相互承認協定（MRA）につき各国・地域と交渉中 |
|--------------------|--|
| FTA、EPA、MRA | <p><FTA、EPA（署名済）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チリ ・コートジボワール ・フェロー諸島 ・ジョージア ・アイスランド ・ノルウェー ・イスラエル ・ヨルダン ・コソボ ・レバノン ・リヒテンシュタイン ・モロッコ ・パレスチナ自治政府 ・韓国 ・スイス ・チュニジア ・ウクライナ ・アンデス共同体諸国（コロンビア、エクアドル、ペルー） ・カリブ海地域（CARIFORUM：ジャマイカ、ドミニカ共和国など14カ国） ・中米諸国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ） ・南東部アフリカ（ジンバブエ、マダガスカル、モーリシャス、セイシェル） ・太平洋諸国（フィジー、パプアニューギニア） ・南部アフリカ関税同盟（SACU：ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、エスワティニ） +モザンビーク <p><FTA、EPA（交渉中）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルバニア ・アルジェリア ・ボスニア・ヘルツェゴビナ ・カメルーン ・カナダ ・エジプト ・ガーナ ・メキシコ ・モルドバ ・モンテネグロ ・北マケドニア ・セルビア ・シンガポール ・トルコ ・ベトナム ・東アフリカ共同体 <p><MRA></p> <p>（署名済み） ・米国 ・オーストラリア ・ニュージーランド （貿易協定でカバー） ・スイス ・イスラエル （書簡を交換） ・日本 （交渉継続中） ・カナダ</p> |
| 日EU・EPA | <p>移行期間終了後は適用なし。（日英包括経済連携協定につき2020年9月11日に大筋合意）</p> |
| 参考URL | <p>https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-agree-historic-free-trade-agreement</p> |

(出所) 英国政府

日英包括的経済連携協定

日英EPA

日英両政府は9月11日、経済連携協定で大筋合意。

| | |
|-------|--|
| 適用 | 未定 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 工業製品では、日英ともに品目数、貿易額で100%の関税撤廃を実現。 発効時から日EU・EPAと同じ削減率を適用し、撤廃期間も同EPAに合わせる「キャッチアップ」を適用。 日EU・EPAで関税を即時撤廃した品目は即時撤廃。 原産地規則は、EU原産材料・生産を日英EPA上の原産材料・生産とみなす。 2021年1月1日に発効が間に合わなければ英国は日EU・EPAの適用対象外となり、発効までの間、関税の減免が受けられなくなる。 |
| 参考URL | <p>【概要】</p> <p>https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/kokogyouhin-kanzei-ari.pdf</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/jpuk_epa.html</p> <p>https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20200911.htm</p> <p>【ビジネス短信】</p> <p>https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/f97b8c167a8bfccd.html</p> |

(出所) 外務省

英国のEUからの輸入手続き

英国のEUからの輸入手続きの緩和措置

英国政府は6月12日、EUからグレートブリテン島に輸入される物品に対する緩和措置を発表。

| | |
|-------|--|
| 適用期間 | 適用開始から最長6カ月の暫定措置 |
| 対象 | EU27カ国からの輸入 |
| 内容 | 英国企業がEU27カ国から輸入する場合の通関手続きの簡易化 |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none">歳入関税庁宛の税関申告を最長6カ月間繰り延べ可能に。輸入日から6カ月以内に補足申告を提出。関税は補足申告提出まで猶予。輸入VATは①VAT登録がある事業者:通常のVAT申告に組み入れ。 ②登録がない事業者:補足申告提出までに支払い。電子搬入略式申告は全品目で6カ月間不要。 ※動物性製品と植物の輸入については事前通知、衛生関連書類の提出が必要。 |
| 参考URL | <p>(概要) https://www.gov.uk/government/news/government-accelerates-border-planning-for-the-end-of-the-transition-period (ビジネス短信) https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/59e331a075a81ed0.html</p> |

(出所) 英国政府

新移民制度

新移民制度

2020年2月19日、英国政府が移行期間狩猟後の新移民制度を発表。

| 適用 | 2021年1月1日～ | | | | | |
|--|---|---------------------------|--------------------------|------------|------|----|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 英国でのビザ取得には、下表に基づき70ポイント以上取得することが必要。 EU市民（EEA、スイス含む）とそれ以外の外国人の区別を撤廃。 | | | | | |
| | 分類 | 要件 | | 他要件による補填可否 | ポイント | |
| | 必須要件 | 求人 | | 不可 | 20 | |
| | | 適切な技能レベルの職業 | | 不可 | 20 | |
| | | 必要水準の英語能力 | | 不可 | 10 | |
| | 年収要件 (基本給) | 2万480～2万3,039ポンド | 職種別平均賃金の80%以上(初就労者70%以上) | | 可 | 0 |
| | | 2万3,040～2万5,599ポンド | 職種別平均賃金の90%以上 | | 可 | 10 |
| | | 2万5,600ポンド以上 | 職種別平均賃金以上 | | 可 | 20 |
| | 需給要件 | 移民諮問委員会（MAC）の不足職業リストにある職業 | | 可 | 20 | |
| | 教育要件 | 職業に関連する理数系以外の博士号 | | 可 | 10 | |
| 職業に関連する理数系の博士号 | | 可 | 20 | | | |
| (注) 年収要件は、統一最低年収基準額または職種別平均賃金基準のいずれか高い方に準拠する必要がある。 | | | | | | |
| 参考URL | <p>【概要】 https://www.gov.uk/guidance/new-immigration-system-what-you-need-to-know 【ビジネス短信】 https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/e3ff820a56cc009b.html</p> | | | | | |

(出所) 英国政府

「CEマーク」から「UKCAマーク」へ

UKCAマーク

2020年9月1日、英国政府がCEマークに代わる基準適合マークの概要を発表。

| | |
|-------|---|
| 適用 | 2021年1月1日～ |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> • CEマークに代わり新たに導入されるのはUKCA（UK Conformity Assessed）マーク。 • CEマークの対象製品の大半がUKCAマークでも引き続き対象に。 • 技術要件、適合性評価のプロセス・規格の大部分はCEマークと同様。 • CEマークは、一部例外を除き2021年12月31日まで英国で引き続き使用可。 • 適合宣言についても「EU適合宣言」とほぼ同様の内容。 • 北アイルランドでは、CEマークあるいはUK（NI）マークのいずれかが必要。 |
| 参考URL | <p>【概要】 https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukca-mark-from-1-january-2021 【ビジネス短信】 https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/adf861245c7a27ba.html</p> |

(出所) 英国政府

「REACH」から「UK REACH」へ

UK REACH

英国政府は9月1日、英国版REACH規則（UK REACH）に関するガイダンスを発表。

| | |
|-------|---|
| 適用 | 2021年1月1日～ |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> • 英国は目的と原則を維持したままEU REACHを英国法UK REACHとして導入。 1. 英国に拠点をおく企業がEU REACHに登録していた化学物質： 2021年4月30日までに安全衛生庁（HSE）に基本的情報を提供することでUK REACHでも法的認知が継続。 2. EU REACH登録サプライヤーから化学物質を輸入している事業者： 2021年10月27日までに、「川下ユーザーによる輸入通知」を用いてHSEに通知。 • 1、2のどちらも2021年10月28日以降、トン数に応じて定められた期間内に新登録が必要。 • 2021年1月1日よりオンラインシステム「Comply with UK REACH」を導入。 各種手続きが可能に。 |
| 参考URL | <p>【概要】 https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations 【ビジネス短信】 https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/f5acba536d6d75ed.html</p> |

（出所） 英国政府

「GDPR」から「英国版GDPR」へ

GDPR

英国政府は10月2日、英国版一般データ保護規則（GDPR）に関するガイダンスを発表。

| | |
|-------|--|
| 適用 | 2021年1月1日～ |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 英国は、EUのGDPRの保護水準を維持し、英国版GDPRとして英国法に導入 欧州経済領域（EEA）、EUの十分性認定対象国へのデータ移転はこれまで通り可能。 EUによる英国の十分性認定に関する評価は進行中。 日英間では円滑な個人データの移転を確保。 EEA域内に拠点を有する在英企業：英国、EU双方のGDPRに準拠。 EEA域内に拠点が無い在英企業：域内の個人データを扱う場合、EUのGDPRに基づき、EEA域内に代理人を設置する必要となる可能性。 |
| 参考URL | <p>【概要】 https://www.gov.uk/guidance/using-personal-data-after-brexit https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/international-data-transfers/</p> <p>【ビジネス短信】 https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/10/16364da9aaa89a2f.html</p> |

(出所) 英国政府

•ジェトロの情報発信WEBのご紹介

- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>
(英国のEU離脱に関する情報のページ)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/>
(英国情報のページ)
- <http://www.jetro.go.jp/biznews/>
(世界のビジネスニュース:ビジネス短信)
- <https://www.jetro.go.jp/biz/seminar/2020/48d4614ab94845f6.html>
(WEBセミナー:新型コロナウイルスをめぐる英国/ドイツの現状と企業の対応)
- <http://www.jetro.go.jp/world/>
(ジェトロ国・地域別情報)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html>

(メルマガ:ユーロトレンド配信登録)(無料)

ご質問・ご意見は以下までお願いします。

ジェトロ 海外調査部 欧州ロシアCIS課 ORD@jetro.go.jp

<免責条項>

本講演で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご利用ください。

ジェトロではできる限り正確な情報提供を心がけておりますが、万が一、本講演で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロで一切の責任を負いかねますのでご了承ください。